

## 個人年金に入っても 国民年金に加入するの？

**Q** 今年の7月23日で20歳になり、先日役場から年金手帳と納入通知書が送られてきましたが、私は個人年金に入っているのに、国民年金には加入しなくてもよいのではないのでしょうか。

**A** たとえ個人年金に入っているとしても、国民年金には必ず加入しなければなりません。国民年金と個人年金は、同じ年金でも性格や役割がちがいます。

国民年金は、物価の上昇によって、実質価値が目減りしないよう毎年物価スライドを行うなど、国が責任を持って運営している相互扶助の制度で、全ての国民は必ず加入しなければなりません。

個人年金は、個人と生命保険会社などが、任意で契約して老後に備える貯蓄的な性格を有するものです。

まず、国民年金を土台に、その上で経済的に余裕があれば、個人年金に加入して老後を豊かにするというようにお考えください。

国民年金と個人年金のちがいを表にしてみましたので参考にしてください。



### 国民年金と個人年金の主なちがい

	国民年金	個人年金
仕 組 み	世代間の助け合いにより年金を支給する国の社会保障制度の一つです。	個人が任意に契約した額を老後に受け取る一種の貯蓄です。
運 営	国	生命保険会社など
保 険 料	11,700円（平成7年度保険料月額）	個人が契約した額
年金の財源	年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料でまかっています。	加入者の掛金とその運用利息でまかっています。
年金額の引き上げ	物価変動に応じて年金額がスライドするため何十年先でも年金の価値が保証されます。（完全物価スライド制）	物価スライド制を取り入れていないため物価が上昇しても契約した内容の年金額です。
税 控 除	納めた保険料は「社会保険料控除」として全額所得から控除できます。受ける年金は「公的年金控除」により全額無税です。	納めた保険料の控除額は最高5万円迄です。受ける年金は税の控除がなく全額課税対象となります。
事 務 費	全額国が負担します。	加入者の掛金でまかないます。

## 20歳からスタート 『国民年金』



20歳になったら国民年金に加入することも責任の一つ……

成人式を迎えられたみなさん、おめでとございます。20歳になると、成人として多くの権利が認められますが、同時に新たな責任も加わります。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金制度は、老後の備えを助けると共に、病気やケガ、死亡などにより生活の安定が損なわれたときに、国民みんなで助け合うという社会的な支え合いで成り立っている制度です。

我が国では、20歳から60歳になるまでの全ての国民は必ず公的年金制度の一つに加入することになっており、厚生年金、共済組合に加入していない学生や自営業、農業などの方々は国民年金に加入しなければなりません。

「20歳になったあなた」国民年金に加入して大人の仲間入りをしましょう。